



人口対策委員会

第二特委参考資料

(昭和二九 六)

人口対策としての家族計画に関する関係法規

財団法人 人口問題研究会

優生保護法の改正

優生保護法の一部を改正する法律は昭和二十七年五月一七日付官報で法律第一四一号として公布された。今度の改正は個人負担経費の軽減、手続事務の簡素化、医師会による自主的運営と合理化などを主旨として行われたものであるが、今度の改正が昭和二十三年本法施行後累年著増傾向をしのぎてきている人工妊娠中絶の今後の推移に及ぼす影響は極めて大きいであろう。

今度の改正で最も注目される点は人工妊娠中絶が単に母体の健康保護のために行われる場合（第一四条第一号）または暴行の結果による妊娠の中絶の場合（同条五号）を従来のような審査を必要とせず医師の認定のみによつて行われうるようになったことである。また本改正は遺伝性でない精神病について人工妊娠中絶や優生手術を認めるとともに（第一四条第一号、第三条第一号、第一二条）母体の生命または健康保護のために許されていた優生手術を本人だけでなくその配偶者についても行いうることとした（第三条第二項）なお、本改正により受胎調節の実地指導は、医師以外には、特定の訓練をうけた看護婦

保健婦、助産婦に限定されるに到つた呉もいろいろの意味を注意すべき呉であらう(文一五条)
 その他、旧法による優生結婚相談所が優生保護相談所と改められ、都道府県及び保健所
 を設置する市はその設置の義務を負われ、未端の地区優生保護審査会は廃止され、罰
 則による罰金金額の改正も行われた。

要之、人工妊娠中絶が事実上大幅に自由簡易になつたこと、その運営が全く医師会の
 手によつて行われるようになった呉に特色があり、世風に類例のないこの種法律の今後の
 運営の如何は人口政策的見地からも特段の注視を必要としよう。

改正法律により旧法を補正した優生保護法の全文を掲げれば以下のやうで、ゴシック文
 字は今度の改正による重要な改正箇所あることをしめす。但し多少の字句の改正、一部
 改正に伴う機械的な字句条章の変更等は特示してない。

優 生 保 護 法

(昭和二十三年七月公布
 昭和二十五年五月改正
 昭和二十七年五月改正)

(この法律の目的)

第一条 この法律は優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに母性の生命健康を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で優生手術とは生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう。

2. この法律で人工妊娠中絶とは胎児が母体外において、生命を保続することができない時期に人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出することをいう。

第二章 優生手術

(医師の認定による優生手術)

第三条 医師は左の各号の一に該当する者に対して本人の同意並びに配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む、以下同じ)があるときはその同意を得て、優生手術を行うことができる。但し未成年者、精神病者又は精神衰弱者については、この限りでない。

一、本人若しくは配偶者が遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患若しくは遺伝性奇型を有し、又は配偶者が精神病若しくは精神差弱を有しているもの。

二、本人又は配偶者の四親等以内の血族肉係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神差弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの。

三、本人又は配偶者が癲疾患に罹り、且つ子孫にこれが伝染する虞れのあるもの。

四、妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの。

五、現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの。

六、前項第四号及び第五号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による優生手術を行うことができる。

七、第一項の同意は配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。

(審査を要件とする優生手術の申請)

第四條 医師は診断の結果、別表に掲げる疾患に罹っていることを確認した場合において、

その者に対し、その疾患の遺症を防止するための優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、都道府県優生保護委員会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請しなればならない。

(優生手術の審査)

第五條 都道府県優生保護審査会は、前条の規定による申請を受けたときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知するとともに、同条に規定する要件を具えていかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定してその結果を、申請者及び優生手術を受くべき者に通知する。

2 都道府県優生保護審査会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請者、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。

(再審査の申請)

第六條 前条第一項の規定によつて優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同条同項の通知を受けた日から二週間以内に中央優生保護審査委

員会に対して、その再審査を申請することができる。

2 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親族者、後見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。

(優生手術の再審査)

中央優生保護審査会は、前条の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの適否を決定し、その結果を再審査の申請者、優生手術を受くべき者、都道府県優生保護審査会及び手術を行うべき医師に通知する。

(審査に關する意見の申述)

第八條 オ四条の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親族者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府県優生保護審査会又は中央優生保護審査会に対し、オ五条オ一項の審査又は前条の再審査に關して、事実又は意見を述べることができる。

(訴の提起)

第九條 中央優生保護審査会の決定に対して不服のある者は、オ七条の通知を受けた日から一箇月以内に訴を提起することが出来る。

(優生手術の実施)

第十條 優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに関する判決が確定したときは、オ五条オ二項の医師が優生手術を行う。

(費用の国庫負担)

第十一條 前条の規定によつて行う優生手術に関する費用は、政令の定めるところによつて、国庫の負担とする。

(精神病者等に対する優生手術)

第十二條 医師は、別表オ一号又はオ二号に掲げる遺伝性のもの以外の精神萎弱に罹つてゐる者について、精神衛生法(昭和二十五年法律オ百二十三号)オ二十条(後見人、配偶者、親権を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合)又は同法オ二十一条(市町村長が保護義務者となる場合)に規定する保護義務者の同意があつた場合には、都道府県優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請することが出来る。

第十三條 都道府県優生保護審査会は前条の規定による申請を受けたときは、本人が同条に規定する精神病又は精神衰弱に罹っているかどうか及び優生手術を行うことが本人保護のために必要であるかどうかを審査の上、優生手術を行うことの適否を決定してその結果を、申請者及び前条の同意者に通知する。

2. 医師は、前項の規定により優生手術を行うことが適当である旨の決定があつたときは、優生手術を行うことができる。

第三章 母性保護

(医師の認定による人工妊娠中絶)

第十四條 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師(以下指定医師という)は、左の名号に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

一、本人又は配偶者が精神病、精神衰弱、精神病質、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの。

二、本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神衰弱

遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇型を有しているもの。

三、本人又は配偶者が痼疾患に罹つてゐるもの。

四、妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの。

五、暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したものを。

二、前項の同意は配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。

三 人工妊娠中絶の手術を受ける本人が精神病患者又は精神衰弱者であるときは精神衛生法
第二条（後見人） 配偶者、親族を行う者又は扶養義務者が保護義務者となる場合）又は
同法第二十一条（市町村長が保護義務者となる場合）に規定する保護義務者の同意をこ
つて本人の同意とみなすことができる。

（受胎調節の実地指導）

第十五條 女子に対して厚生大臣が指定する避妊用の器具を使用する受胎調節の実地指導

は、医師の外は都道府県知事の指定を受けた者でなければ業として行つてはならない。
但し子宮腔内に避妊用の器具をとう入する行為は、医師でなければ業として行つてはならない。

2 前項の都道府県知事の指定を受けることのできる者は、厚生大臣の定める基準に従つて都道府県知事の認定する講習を終了した助産婦、保健婦又は看護婦とする。

第四章 優生保護審査会

(優生保護審査会)

第十六條 優生手術に關する適否の審査その他この法律で定める優生保護上必要な事項を処理するための優生保護審査会をおく。

(種類と权限)

第十七條 優生保護審査会は中央優生保護審査会及び都道府県優生保護審査会とする。

2 中央優生審査会は厚生大臣の監督に属し、主として優生手術に關する適否の再審査を行ふ外、この法律で定める優生保護上必要な事項を処理する。

3 都道府県優生保護審査会は、都道府県ごとにこれを置き、都道府県知事の監督に属し、

優生手術に關する適否の審査を行う。

(構成)

第十八條 中央優生保護審査会は委員二十五人以内で、都道府県優生保護審査会は委員十人以内で、これを組織する。

2 各優生保護審査会において、特に必要があるときは、臨時委員会を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政方の官吏又は役員その他学識経験ある者の中から、中央優生保護審査会においては厚生大臣が、都道府県優生保護審査会においては都道府県知事がそれぞれ、これを命ずる。

4 各優生保護審査会に委員の互送による委員長一人を置く。

5 都道府県優生保護審査会の委員の報酬及び費用弁償については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十号)第二百三條(報酬及び費用弁償)の規定を準用する。

(委任事項)

第十九條 この法律で定めるものの外、委員の任期、委員長の取替その他優生保護審査会の運営に關して必要な事項は命令でこれを定める。

第五章 優生保護相談所

(優生保護相談所)

第二十條 優生保護の見地から結婚の相談に依り遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に關する適正な方法の普及指導をするため、優生保護相談所を設置する。

第二十一條 都道府県及び保健所を設置する市は優生保護相談所を設置しなければならない。

2. 前項の優生保護相談所は保健所に附置することができる。

3. 都道府県及び保健所を設置する市は優生保護相談所を設置しようとするときは、あらかじめ厚生大臣の承認を受けなければならない。

4. 国は第一項の優生保護相談所の設置及び運営に要する費用について、政令の定めるところにより、その全費の一部を補助することができる。

第二十二條 国、都道府県及び保健所を設置する市以外の者は、優生保護相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならない。

2 前項の優生保護相談所は、厚生大臣の定める基準によつて医師をふき、検査その他に必要な設備をそなえなければならぬ。

(名称の独占)

第二十三條 この法律による優生保護相談所でなければ、その名称に優生保護相談所といふ文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

(委任事項)

第二十四條 この法律で定めるものの外、優生保護相談所に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

第六章 届出、禁止その他

(届出)

第二十五條 医師又は指定医師は、第三條第一項、第十條、第十三條第二項又は第十四條第一項の規定によつて優生手術又は人工妊娠中絶を行った場合は、その月中の手術の結果を取りまとめて翌月十日までに、理由を記して、都道府県知事に届けなければならぬ。

(通知)

第二十六條 優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に対して、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。

(秘密の保持)

第二十七條 優生保護審査会の委員及び臨時委員、優生手術の審査若しくは施行の事務又は人工妊娠中絶の施行の事務に従事した者及び優生保護相談所の取員は、職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(禁止)

第二十八條 何人ぞ、この法律の規定による場合の外、故なく、生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン照射を行つてはならない。

第七章 罰則

(第十五條第一項違反)

第二十九條 第十五條第一項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

(第二十二條違反)

第三十條 第二十二條の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで、優生保護相談所を開設したものは、これを五万円以下の罰金に処する。

(第三十三條違反)

第三十一條 第二十三條の規定に違反して、優生保護相談所という文字又はこれに類似する文字を名称として用いる者は、これを一万円以下の過料に処する。

(第二十五條違反)

第三十二條 第二十五條の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。

(第二十六條違反)

第三十三條 第二十七條の規定に違反して、故なく人の秘密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(第二十八條違反)

第三十四條 第二十條の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。そのために、人を死に至らしめたときは三年以下の懲役に処する。

(施行期日)

第三十五條 この法律は公布の日から起算して十日を至過した日から施行する。

2 この法律施行の際、都道府県及び保健所を設置する市が設置している優生結婚相談所は改正後のオ二十一條オ三項(厚生大臣の設置についての承認)の規定による承認を改めて設置した優生保護相談所とみなす。

3 改正前のオ二十二條(優生結婚相談所設置の認可)の規定による優生結婚相談所の設置の認可は改正後のオ二十二條(優生保護相談所の設置の認可)の規定による優生保護相談所の設置の認可とみなす。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 厚生省設置法(昭和二十四年法律オ百五十一号)の一部を次のように改正する。
第五條第二十号を次のように改める。

二十 優生保護相談所の設置を承認し又は認可し、及び優生保護相談所に關する基準を定めること。

(関係法律の廃止)

第三十六條 国民優生法(昭和十五年法律、第四百七号)は、これを廃止する。

(罰則規定の効力の存続)

第三十七條 この法律施行前になした違反行為に対する罰則の適用については、前条の法律は、この法律施行後もなおその効力を有する。

(届出の特例)

第三十八條 第二十五系の規定は、昭和二十一年厚生省令第四十二号(死産の届出に関する規定)の規定による届出をした場合は、その範囲内で、これを適用しない。

別表

一、 遺伝性精神病

精神分裂病、とううつ病、てんかん

二、 遺伝性精神衰弱

三、 顕着な遺伝性遺伝精神病質

顕着な性欲異常、顕着な犯罪傾向

四、顯著な遺伝性身体疾患

ハンチントン氏舞蹈病、遺伝性脊髄性運動失調症、遺伝性小脳性運動失調症、精性進行性筋い縮症、進行性筋性栄養障がい症筋緊張症、先天性筋緊張消失症、先天性軟骨発育障がい、白児、魚りんせん、多発性軟性神経纖維しや、結節性硬化症、先天性表皮水ほう症、先天性ホルフィン尿症、先天性手掌足しよ角化症、遺伝性視神経い縮、網膜色素変性、全色盲、先天性眼球震とう、青色きよう膜、遺伝性の難聴又はつんぼ、血友病

五、強度な遺伝性奇型

裂手、裂足、先天性骨欠損症

厚生省の受胎調節普及要領及び普及実施要領細目の決定

受胎調節普及に關する昨昭和二六年一〇月の閣議の決定については本誌前々号本欄に記載のとおりであるが、厚生省においては右の趣旨にもとづきその普及要領及び実施細目について昭和二七年六月左のとおり決定をみるに到つた。

受胎調節普及実施要領

(昭和二七年六月二七日
厚生省衛生局第五八五号)

一 方針

最近人工妊娠中絶は激増の傾向にあり、その母体の生命及び健康に及ぼす影響は相當に考慮すべきものがあるので、次のような方法により公衆衛生の見地から積極的に各階各層に適切な受胎調節の普及を行い、国民の福祉及び資質の向上をはかるものとする。

二 要領

1. 受胎調節を行うかどうかは、あくまで個人に自主的に決定すべきものであるからこれを
強制することなく十分理解させるよう指導する。

2. 実施の方法は、個別指導（ケース・ワーク）及び集団教育（グループ・ワーク）に重点
をおき、あわせてその実施を容易ならしめるため広報活動を行うものとする。

イ 個別指導

個別指導は、厚生大臣が指定する避妊用の器具を直接女子の身体に対して使用する実
地指導の方法と、その他受胎調節に關する一般的な知識、関係施設の利用及び薬品の使
い方等について口頭で説明する方法とによるものとする。

ウ 医師及び都道府県知事の指定を受けた助産婦、保健婦又は看護婦は実地指導の方法
及びその他の方法とをあわせて行うものとする。

エ 前号の指定を受けない助産婦、保健婦又は看護婦並びに医療社会事業担当者その他
のケース・ワーカーは、その職務の範囲内で受胎調節の必要性及び優生保護相談所又
は実地指導者の所在等を口頭で説明するものとする。

オ 市町村医師（薬局に勤務する薬剤師を含む）は、薬局においてその業務の範囲内で

器具又は薬品の使い方及び保存の方法等を口頭で説明するものとする。

(4) 優生保護相談所又は保健所は集団教育を主たる活動として行うが、個別指導について前記の応員によつてこれを行うものとする。

ロ 集団教育

工場、婦人団体その他の特定集団に対する教育指導は、優生保護相談所又は保健所が行う。尚適當な指導者のある場合は集団自体も実情に依りこれを行うものとする。

ハ 広報活動

広報活動は、主として厚生省及び都道府県（政令市を含む）がこれを行うものとする。

三 実施にあつては、関係民間団体の積極的な活動により、適切な協力推進を期待するものとする。

4 優生保護相談所又は保健所は、優生保護法指定医師、一般医師、助産婦等並びに医療社会事業担当者その他のケース、ワーカー及び婦科薬剤師の行う個別指導、集団が行う集団教育及び民間団体の行う活動に対して、適切な技術及び資料を提供する等努めてこれに便宜を供与するものとする。

三 指 置

ノ 優生保護相談所の整備及び運用の改善

都道府県は、優生保護相談所を全保健所に附置し、その整備をはかるとともに、産婦人科を有する病院等に対して私立優生保護相談所を設置するよう指導する。

又既存のものについては活動状況を再検討し、その運用の改善向上をはかる。

ニ 指導に対する教育の実施

イ 厚生省は、国立公衆衛生院において、各都道府県の担当職員に対する専門教育を行う。

ロ 都道府県は、前項の職員を中心として、優生保護相談所又は保健所の担当職員その他の集団教育指導者に対する専門教育を行う。

ハ 都道府県は、都道府県医師会及び日本看護協会と道府県支部と共同して、助産婦、保健婦及び看護婦に対する専門教育を行う。

三 集団教育及び広報活動の実施

イ 優生保護相談所又は保健所は、座談会等を開催し、器具の展示、映画、スライドの上映等により集団教育を行い、あわせて各団体に対してこれらの行事を行うよう指導し、

かつその実施について協力する。

ロ 厚生省及び都道府県は、個別指導及び集団教育の実施効果をあげるため、ラジオ、新聞その他の方法により広報活動を行う。

優生保護相談所又は保健所は、適当な方法により所内に器具等を展示し、常時必辱とする人々の参考に資するものとする。

ハ 集団教育及び広報活動に必要な映画、スライド、パンフレット、リーフレット等の資料は、厚生省及び都道府県において作成整備する。

4. 民間団体に対する協力、指導

厚生省は、受胎調節普及に關する民間協力団体の設置に協力し、その事業の育成をばかるとともに、既存民間団体の指導を行う。

四 実施上の注意

1. 普及指導は女子だけでなく、男子に対しても積極的に行うこと。

2. 人工妊娠中絶、死産及び産婦死亡の特に多い地域並びに受胎調節普及度の低い地域な
いし階層に対しては特に重点をおいて普及指導を行うこと。

3 一般の広報活動及び集団指導にあつては社会の善良な風俗を害わないよう十分注意するとともに、国民の質的並びに文化的向上に留意して行うものとする。

4 個人に対する指導にあつては、その者の住居の状況、経済的条件、知識の程度等を十分観察の上、それらに応じて継続的に実施しうる効果的な方法を指導すること。

受胎調節普及実施要領細目

この細目は、「受胎調節普及実施要領」を補足的に説くものである。

一 受胎調節普及の実施方法

(一) 個別指導

1 女子に対する実施指導に使用すべき避妊用の器具は、避妊用々具として厚生大臣より製造許可をうけたものとする。

(1) ペッサリー類

(2) 避妊用海绵その他の避妊用スポンジ類

(3) 避妊薬注入器具類

(4) 家庭用室内洗濯器具類

医療社会事業担当者、ワーカー及び崩壊薬剤師は、従来の職務の範囲内に於て行うものごあつて、実施に當つては、右の範囲を逸脱しないよう特に注意するものとする。

受胎調節普及のためのケース、ワーカーとしては特に左の者が期待される。

(1) 医療社会事業担当者

(2) 保健婦

(3) 衛生教育担当者

(4) 生活改良普及員

(5) 助産婦

(6) 民生委員

(7) 衛生管理者

(二) 集団教育

1 集団教育の対象となる集団は、工場、事業場、婦人団体、青年団体、母親学校、公民

講座等である。

2 集団教育は、受胎調節普及の目的をもちて集団自体、優生保護相談所及び保健所が行う場合のみならず、集団が他の目的をもちて行う会合を利用して行う等必要に応じて効果的な方法をもちて行うものとする。

3 実施にあつては、社会の善良な風俗を害わないように、簡催の掲示を適切に行い、内容の如何によつては受講座を男女に区別し、又は既婚者のみとし、或は年令を限定する等入場者を制限する措置をとるものとする。

4 講習会等の内容は、大体次のような項目が骨子となる。

この際、映画、スライド、掛図等の視覚教材及びパンフレット、リーフレット等を利用し、又状況に依り実地指導を行うことと効果的であると考えられる。

(1) 受胎調節の必要性

(2) 妊娠の成立

(3) 受胎調節の方法

(4) 実地指導に依る場合及び実地指導者の存在の指示

(三) 広報活動

本報活動は、一般社会風教特に年少者に対する影響を考慮し、受胎調節の方法とのものより、受胎調節の必要性、相談施設、指導者の存在、各種行事の開催期日等について行うものとする。

2 具体的な方法として特につぎのものがあげられる。

イ ラジオ……講演、放送討論会、スポットニュース「皆さんの健康」婦人の時間、
「県（郡）民の時間」

ロ 新聞……家庭欄、地方版、壁新聞等

ハ 講演会、映画会、展示会等……場所及び入場者の選抜等については特に慎重に考慮する。

二、指導者の教育

(一) 中央における講習

厚生省は、公衆衛生院において、各都道府県（政令市を含む）の衛生部、優生保護相談所又は保健所の医師である担当職員に対して講習（年三回程度毎回一回向位）を行

う。

二 依達講習

都道府県は、前項の講習終了の都度、前項の職員を中心として、優生保護相談所又は保健所の担当職員に対して依達講習を行う。

三 認定講習

実地指導を行う助産婦、保健婦及び看護婦に対しては、優生保護法第十五条第二項に右とづく認定講習を行う。

主催者としては都道府県、政令市等の公共団体、都道府県医師会、日本看護協会、都道府県支部、日本赤十字社、済生会等の公共的な団体又は助産婦養成所等の養成機関が適当と考えられる。

二 講習の科目及び時間数は次表のとおりとする。

科	目	時間	備考
総論	助産婦	五	① 実習に必要な模型に一個、モデルは一人に一人を基準と
	保健婦	五	
	看護婦	五	
受胎調節の意義と目的			

母体保護と受胎調節

関連概念の整理

優生保護法解説

人工妊娠中絶の現状と母体に及ぼす影響

妊娠の成立

男女性器の構造

受精及受胎の生理

妊娠の初期徴候について

受胎調節の理論

受胎調節の効果判定

受胎調節の指導法

受胎調節法選択の基準

個別実地指導法

三	一	五	一	五	〇	一	一	二	一	一	一	一
三	一	五	一	五	六	五	三	一四	一	一	一	一
三	一	五	一	五	六	五	三	一四	一	一	一	一

する。

② 実習の回数は助産婦の場合は
 人体六回（六時間）以上、模
 型六回（六時間）以上とし、
 保護婦、看護婦の場合は、人
 体一〇回（一五時間）以上、
 模型一〇回（一五時間）以上
 とする。

一般指導法

実習

討論

計

	三三	三	一二	一
	六三	三	三〇	一
	六三	三	三〇	一

三、各実施機関の活動

三 受講者は一クラス、一〇人乃至三〇人とする

(一) 厚生省

一 受胎調節普及実施に關する基本的事項の企画、運用を行う。

二 都道府県及び政令市に対し優生保護相談所の設置を奨励指導し、その設置運営に要する費用について補助する。

三 受胎調節普及指導に關する資料を作成して各都道府県及び關係方面に配布すると共にラジオ、新聞等による全国的な広報活動を行う。

四 前記二の(一)により都道府県の担当職員に対して講習を行う。

乙 関係各省との連絡、調整をはかり、民間団体の設置運営について適切な指導を行う。

(二) 都道府県（政令市を含む）

ノ 厚生省の定める基本方針に即応し、現地の実情を勘案して、管内における受胎調節普及指導の適切な企画、運用を図る。

ニ 優生保護相談所の整備を行う。特に都道府県立以外の公、私立優生保護相談所の整備について指導協力する。この場合受胎調節普及実施の見地から考慮すべき事項は左の通りである。

ハ 人工妊娠中絶救、死産救及び受胎調節普及度、優生保護相談所の配置状況等を勘案すること。

ニ 実地指導室及び相談室を設け、婦人科用検診台、受胎の生理模型、女性々器模型、示用避妊用具及薬品一式、産鏡、産内洗滌器、スライド、幻灯器、掛図、パネル、コンプレット、リーフレット等の受胎調節普及指導に必要なる器具及び資料を備えること。

(三) 受胎調節に関する資料を収集、作成の上、優生保護相談所、保健所及び関係各方面

に配布するとともに、ラジオ、新聞及び壁新聞等を利用して積極的に全果的な広報活動を行う。

4 前記二の(二)及び二の(三)により、優生保護相談所及び保健所の担当職員に対する伝達講習並びに助産婦、保健婦、看護婦に対する認定講習を行う。

5 関係行政庁及び関係民間団体との連絡、調整をはかり、必要に応じ、受胎調節普及対策協議会等適当な連絡機関を設置する。

(三) 優生保護相談所（又は保健所）

1 都道府県（政令市）立優生保護相談所

(1) 都道府県（政令市）の計画にそとづいて受胎調節普及実施の中心となり、市内指導、

巡回指導を行い関係機関との連絡、調整を図る。

(2) 市内指導

一週二日以上個別指導の日を設け、実地指導を行う。その他随時講習会、座談会、展示会等を開催する。

(3) 巡回指導

隨時講演会、講習会、座談会、映画会、座談会等を行い、或は民間団体に行わせるよう指導し、それに協力する。尚必要に応じて個別指導を合せて行う。

(4) 随時実態調査を行い、管内の状況を十分に把握し、普及指導の参考資料とする。

2 その他公、私立優生保護相談所

市内指導を主とし、都道府県又は政令市の計画に即応し、都道府県（政令市）立優生保護相談所又は保健所の事業に協力するものとする。



受胎調節普及に關する閣議の決定

昭和二十六年一月二十六日、閣議において、了解事項として、受胎調節の普及に關する件が決定された。全文は左のとおりである。

受胎調節の普及に關する件（昭和二六 一〇 二六閣議了解）

人工妊娠中絶は、逐年増加の傾向を辿っている。

人工妊娠中絶は、母体の生命及び健康を保護するためには必要ではあるが、なお母体に及ぼす影響において、考慮すべき点が若干残されているので、受胎調節の普及によって、かかる影響を排除することが、より妥当な方策である。政府はかかる受胎調節については、従来とも優生結婚相談所の整備、指導者の養成等種々対策を講じて来たのであるが、国民の福祉向上のため今後一層これが普及を図ることとし、新に効果的対策を考究し、これを実施することが必要である。

理由

人工妊娠は母体に及ぼす影響において考慮すべき点があるので、かかる影響を排除するため、
受胎調節の普及を行う必要があるからである。

優生保護法施行令

(昭和二十四年一月二十日 政令第十六号)

(昭和二十四年五月三十一日 政令第六十四号改正)

(昭和二十七年六月七日 政令第七十九号改正)

(昭和二十八年八月三十一日 政令第三百三十四号改正)

内閣は、優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十一条、第十九条及び第二十一条第四項の規定に基き、ここに優生保護法施行令を制定する。

内閣は、優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第三項及び第二十四条の規定に基き、この政令を制定する。

第一条 優生保護法（以下法という。）第十一条に規定する優生手術に關する費用は

左の各号に掲げるものとする。

- 一 優生手術を受ける者の鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料並びに附添人を必要とする場合はその附添人の鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料

二 手術料

三 入院料

四 注射料

五 処置料

二 前項の費用の額、支給方法、その他の必要な事項は、厚生大臣が定める。

第二条 都道府県知事は、法第十五条第一項の規定による指定をしたときは、厚生省令で定める様式による指定証を当該指定を受けた者（以下被指定者という。）に交付しなければならぬ。

二 都道府県知事は、被指定者から申請があつたときは、厚生省令で定める様式による標識を交付しなければならない。

第三条 都道府県知事は、当該都道府県に住所を有する被指定者について、厚生省令で定める事項を記載した名簿を作成しなければならない。

第四条 都道府県知事は、指定証の記載事項に変更を生じた被指定者から指定証の訂正の申請があつたときは、指定証を訂正して交付しなければならない。

第五條 都道府県知事は、被指定者が他の都道府県の区域から当該都道府県の区域内に住所を
変更した旨の届出があつたときは、旧住所地の都道府県知事にその旨を通知しなければなら
ない。

2 前項の通知を受けた都道府県知事は、第三條に規定する名簿のうち当該被指定者に関する
部分の写を新住所地の都道府県知事に送付しなければならない。

第六條 都道府県知事は、指定証又は標識を亡失し、又はき損した被指定者から指定証又は標
識の再交付の申請があつたときは、指定証又は標識を交付しなければならない。

第七條 都道府県知事は、法第十五條第二項に規定する認定を受けた講習が、同条同項の規定に基
く厚生大臣の定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことがで
きる。

第八條 前六條に定めるもののほか、法第十五條第一項の規定による都道府県知事の指定及び
同条第二項の規定による都道府県知事の認定に關して必要な事項は、厚生省令で定める。

第九條 中央優生保護審査会及び都道府県優生保護審査会（以下審査会と総称する。）の委員の
任期はそれぞれ二年とする。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が職務の遂行に支障があり又は委員たるにふさわしくない行為のあつたときは、前二項の規定にかかわらずこれを解任することができる。

第十条 審査会の委員長は会務を総理する。

2 委員長に事故があるときは、委員の互選により選ばれた委員がその職務を代理する。

第十一条 審査会は、委員の総数の二分の一以上の出席がなければ、議事を開き、議決することがない。

2 審査会の議事は、出席委員の三分の二以上の賛成をもちて決する。

第十二条 審査会に、幹事五人以内及び書記三人以内を置く。

2 幹事及び書記は、中央優生保護審査会にあつては、厚生事務官又は厚生技官の中から厚生大臣が、都道府県優生保護審査会にあつては、都道府県事務吏員又は技術吏員の中から都道府県知事が、それぞれこれを命ずる。

3 幹事は、委員長の指揮を受けて庶務を整理する。

4 書記は、上司の指揮を受けて庶務に従事する。

第十三条 去第二十一条第四項の規定による国庫の補助は、各年度において都道府県又は保健所を設置する市が衛生保護相談所（以下相談所という。）の設置及び運営のために支出した費用の額から、その年度におけるその事業に關する収入の額を控除した精算額につき、厚生大臣が内閣総理大臣及び大蔵大臣と協議して定める算定基準に従つて行うものとする。

前項の規定により控除しなければならない金額が、その年度において都道府県又は保健所を設置する市が支出した費用の額を超過したときは、その超過額は、後年度における支出額から控除する。

第十四条 法第二十二條第一項の規定による相談所の設置の認可の申請は、その施設の所在地の都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要意見を附さなければならない。

第十五条 相談所の設置者は、厚生省令の定めるところにより、毎月、その事業成績を厚生大臣に報告しなければならない。

附則

この政令は、公布の日から施行し、衛生保護法施行の日（昭和二十三年九月十一日）から、

適用する。

附 則

(昭和二十四年政令第一六四号厚生省設置法の施行に伴い、優生保護法等の一部を改正する政令の附則)

この政令は、昭和二十四年六月一日から施行する。

附 則

(昭和二十七年政令才百七十九号の附則)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和二十八年政令才百三十四号の附則)

この政令は、昭和二十八年九月一日から施行する。

優生保護法施行規則

第一章 優生手術

(優生手術の術式)

第一条 優生保護法(以下「法」という。)第二条に規定する優生手術は、左に掲げる術式によるものとする。

一 精管切除結さつ法(精管を陰のう根部で精索からはく離して、二センチメートル以上を切除し各断端を焼しやく結さつするものをいう。)

二 精管離断変位法(精管を陰のう根部で精索からはく離して切断し、各断端を結さつしてから変位固定するものをいう。)

三 卵管正ざ結さつ法(マドレーネル氏法)(卵管をおよそ中央部では持し、直角又は鋭角に屈曲させて、その両脚を正ざかん子で正ざしてから結さつするものをいう。)

四 卵管向質部けい狀切除法(卵管腹部で卵管を結さつ切断してから子宮角にけい狀切開を施して向質部を除去し、残存の卵管断端をなじん帯又は腹膜内に埋没するものをいう。)

(審査を要件とする優生手術の申請)

第二条 法第四条の規定による申請は、別記様式第一号による申請書によりなければならぬ。

2 前項の申請書には、別記様式第二号による健康診断書及び遺体調査書を添えなければならぬ。
(審査を要件とする優生手術の決定及び通知)

第三條 法第五條第一項の規定による決定は、申請を受理した日から三十日以内になければならぬ。
但し、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の決定の結果の通知は、別記様式第三号による決定通知書によらなければならない。

3 法第五條第二項の規定による通知は、別記様式第四号による指定通知書によらなければならない。
(再審査の申請)

第四條 法第六條第一項の規定による申請は、その理由を記載した申請書を提出して行わなければならない。
らぬ。

(再審査の決定)

第五條 法第七條の規定による決定は、申請を受理した日から三十日以内になければならぬ。但し、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

2 前項の決定の結果の通知は、別記様式第三号による決定通知書によらなければならない。
(精神病者等に対する優生手術の申請)

第六條 法第十二條の規定による申請は、別記様式第一号による申請書によらなければならない。

2 前頁の申請書には、別記様式第五号による健康診断書及び別記様式第六号による同意書を添えなければならぬ。

(精神病者等に対する履生手術の決定及び通知)

第七条 法第十三条第一項の規定による決定は、申請を受理した日から三十日以内になければならぬ。但し、やむをえない事由があるときは、この限りでない。

2 前頁の決定の結果の通知は、別記様式第三号による決定通知書によらなければならない。

第二章 母性保護

(指定医師の標識の交付)

第八条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会は、法第十四条第一項の規定により医師を指定したときは、別記様式第七号による標識をその医師に交付するものとする。

(指定の申請)

第九条 法第十五条第一項の規定により都道府県知事の指定を受けようとする者は、左に掲げる書類を添えて、別記様式第八号による申請書を住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 助産婦 保健婦又は看護婦の免許証の写又はこれに代るべき書面

二 法第十五条第二項に規定する都道府県知事の認定する講習(以下「認定講習」という。)を終了

したことを証する書面

(指定証及び標識)

第十条 優生保護法施行令(以下「令」という。)第二条に規定する被指定者(法第十五条第一項の規定により指定を受けた者をいう。以下同じ。)に交付する指定証及び標識の様式は、それぞれ別記様式第九号及び第十号とする。

(名義の記載事項)

第十一条 令第三条の規定により名義に記載すべき事項は左の通りとする。

- 一 指定証番号及び指定年月日
- 二 本籍及び住所
- 三 氏名及び生年月日
- 四 助産婦 保健婦 看護婦の別
- 五 認定講習の名稱及び終了年月日
- 六 指定証の再交付を受けた者であるときは、その旨並びにその事由及び年月日
- 七 指定を取り消したときは、その旨並びにその事由及び年月日

(指定証の訂正)

第十二条 被指定者は、本籍又は氏名を変更したときは、指定証及び戸籍抄本を添え三十日以内に住所地の都道府県知事に指定証の訂正を申請しなければならない。

(住所変更の届出)

第十三条 被指定者が住所を変更したときは、十日以内に新住所地の都道府県知事に新旧の住所を届け出なければならない。

2、都道府県知事は、令第五条第二項の規定により、住所を変更した被指定者に関する部分の寫を送付したときは、令第三条に規定する名義から当該部分をまつ消しなければならない。

(指定証及び標識の再交付)

第十四条 被指定者は、指定証をき損し、又は亡失したときはその旨を記し、き損したときはその指定証を添え、三十日以内に住所地の都道府県知事に指定証の再交付を申請しなければならない。

2、令第二条二項の規定により標識の交付を受けた者は、標識をき損し、又は亡失したときはその旨を記し、き損したときはその標識を添え、住所地の都道府県知事に標識の再交付を申請することができる。

3、指定証又は標識の再交付を受けた後、亡失した指定証又は標識を発見したときは、その指定証又はその標識を五日以内に住所地の都道府県知事に提出しなければならない。

(指定の取消)

第十五条 被指定者は、指定の取消を受けようとするときは、その指定証を添え、文書により住所地の都道府県知事に申請しなければならない。

2 被指定者が死亡し又は失せ、宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡し又は失せ、その届出義務者は、三十日以内に指定証を添え、文書により住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

3 前二項の場合において被指定者が標識の交付を受けたものであるときは、その標識をあわせて返納しなければならない。

4 第一項の申請又は第二項の届出を受けた都道府県知事は、その指定を取り消し、且つ、被指定者の名簿からその記載事項をまつ消しなければならない。

(認定の申請)

第十六条 認定講習を実施しようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を実施地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 実施者の住所、氏名及び履歴（実施者が去人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地、代表者の住所及び氏名並びに定款又は寄附行爲）

- 二 講習の名稱
- 三 実施の場所
- 四 使用施設の概要
- 五 期間及び日程
- 六 受講者の資格及び定員
- 七 各校業科目の時間数
- 八 講師の氏名、履歴及び担当科目
- 九 教授用及び実習用の器具、模型その他の教材の目録
- 十 成績審査の方法
- 十一 経理に関する事項
- 十二 その他必要と認める事項

(認定講習の認定基準)

- 第十七条 法第十五条第二項に規定する認定講習の認定基準は、左の通りとする。
- 一 受講資格は、助産婦、保健婦又は看護婦であること。
 - 二 講習の科目及び時間数は、別表に定めるもの以上であること。

三 受講者の定員は、各学級につき十人以上三十人以下であること。

四 講習に必要な施設及び設備を有していること。

五 運営の方法が適正であること。

(変更の届出)

第十八条 認定講習の実施者は、第十六条第二号から第十一号までに掲げる事項に変更があつたときは、すみやかに、認定をした都道府県知事に届け出なければならぬ。

(認定講習の終了を証する書面の交付)

第十九条 認定講習の実施者は、その認定講習における各授業科目の課程を終了し、且つ、成績審査に合格した者に対し、認定講習を終了したことを証する書面を交付しなければならぬ。

第二十条 削除

第三章 優生保護相談所

(設置承認の申請)

第二十一条 都道府県又は保健所を設置する市は、法第二十一条第三項の規定により優生保護相談所

(以下「相談所」という。)の設置の承認を受けようとするときは、左に掲げる事項を記載した

申請書を厚生大臣に提出しなければならない。

一 名稱及び位置

二 事業開始の予定年月日

三 相談所の長及び主任職員の名、履歴及び専任又は兼任の別

四 建物の構造、平面図及び各室の用途

五 設備の概要

六 設置に要する経費の内訳

七 収支予算

(設置認可の申請等)

第二十二條 法第二十二條第一項の規定により相談所の設置の認可を受けた者は、左に掲げる事項を記載した申請書を、厚生大臣に提出しなければならない。

一 設置者の住所、氏名及び履歴（設置者が法人であるときは、その名称、主たる事務所所在地、代表者の住所及び氏名並びに足款又は寄附行為）

二 前条第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項

三 経営及び維持の方法

2 法第二十二條第一項の規定により、認可を受けた相談所（以下「認可を受けた相談所」という。）

の設置者は、その施設について、前条第一号、第四号若しくは第五号、又は前項第一号若しくは第三号に掲げる事項又は相談所の長若しくは主な職員に変更があつたときは、すみやかにその旨をその施設の所在地の都道府県知事を經由して、厚生大臣に届け出なければならぬ。

(相談所の基準等)

第二十三条 法第二十二條第二項に規定する相談所の基準は、左の通りとする。

一 優生結婚及び受胎調節の相談に応ずる能力のある医師を置くこと。

二 受胎調節の実地指導のための設備、一般健康診断用の設備、血液検査のための採血設備等を備へること。

第二十四条 削除

(相談所の廃止)

第二十五条 認可を受けた相談所の設置者は、その相談所を廃止したときは、すみやかにその旨をその施設の所在地の都道府県知事を經由して、厚生大臣に届け出なければならぬ。

(事業成績の報告)

第二十六条 令第十五條の規定による報告は、毎月十五日迄に別記様式第十一号により前月の事業成績について行わなければならない。

2 認可を受けた相談所の設置者が行う前項の報告は、その施設の所在地の都道府県知事を經由して行うものとする。

第四章 雑則

(法第二十五条の届出)

第二十七条 法第二十五条に規定する法第三条第一項、第十条及第十三条第二項に関する届出は、別記様式第十二号による報告書により、法第十四条第一項に関する届出は、別記様式第十三号による報告書によらなければならない。

2 都道府県知事は、法第二十五条の規定による届出を受理したときは、別記様式第十四号による月報及び別記様式第十五号様式による年報を作成し、月報はその月の末日までに、年報は翌年一月末日までに厚生大臣に提出しなければならない。

(保健所長の經由)

第二十八条 第九条、第十二条、第十四条第一項及び第二項並びに第十五条第一項の申請、第十四条第三項の提出並びに第十三条第一項、第十五条第二項及び前条第一項の届出は、住所地の保健所長を經由して行うものとする。

2 第十六条の申請及び第十八条の届出は、認定講習実施地の保健所長を經由して行うものとする。

第三十二條第一項及び第三十二條第二項の申請、第三十二條第二項及び第三十五條の届出並びに第三十六條第二項の報告は、施設所在地の保健所を経由して行うものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年七月一日から適用する。

附 則 (第一次改正)

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十八年九月一日から適用する。

別

表

別記様式第一号

(番号)

優生手術申請書

優生手術を
受くべき者

申請理由

申請者
(医師)

附記

本籍

住所

現住所

診療科名

住所

氏名

氏名

性別

年月日生

備考

考

(印)

右優生保護法第

条の規定により優生手術を行うことの適否に関する審査を申請します

年 月 日

優生保護審査會 殿

記載上の注意

- 一 「手術を受くべき者」の「現住所」欄には、たとえば病院に在る者については、その病院名及び所在地を記入する等現に本人のいる場所を記入すること。
- 二 「申請理由欄」には、優生保護法第四条又は第十二条その他關係条文を熟読の上その理由を詳記すること。
- 三 「備考欄」には、申請者が病院、診療所等を開設し、又は病院、診療所等に勤務しているときは、その病院、診療所等の名稱及び所在地を記入すること。
- 四 「附記欄」には、優生手術の時期、場所、方法、医師その他について希望があれば、その旨を記入すること。
- 五 「右優生保護法第 条の規定により」の空白箇所には、第二條第一項による場合は「四」、第六條第一項による場合は「十二」を記入すること。

別紙様式第二号

(番号)

健康診断書

優生手術を受くべき者の
住所氏名 年令及び性別

病名

発病後の経過

現在の症状

右の通り診断する

年 月 日

在所
医師

氏

名

印

遺傳調査書

記載上の注意

「本人の血族中遺伝病にかかった者」欄の「氏名」欄には、遺伝病にかかった者の外自殺者、行方不明者、犯罪者、酒乱者等についても記入し、「病名」欄には、病者については、その病名（病名不明の者及び自殺者、行方不明者等についてはその事実）を記入し、「備考」欄には、「病名」欄に記入すべき病名又は事実につき、調査者が直接その者について調査した場合はその旨、他人から聞いた場合はその相手方の氏名及び本人との続柄を記入すること。

年 月 日	優生手術を 受くべき者		氏 名	年令	続柄	病 名	備 考
	本人の血族中遺 伝病にかかった者						
住 所		氏 名		名 印			

別記様式第三号

(番号)

優生手術適否決定通知書

優生手術を受くべき者の
住所、氏名、年令及び性別

石の者については、優生保護法
する。

の規定により審査の結果左の通り決定したので通知

年 月 日

殿

優生保護審査會 印

優生手術を行うことの適否

記載上の注意

一 「優生保護法

の規定により」の空白箇所には、第三条第二項による場合は、「第五条第一項」

第五条第二項による場合は、「第七条」、第七条第二項による場合は、「第十三条第一項」と記入

すること。

二 「優生手術を行うことの適否」欄には、審査の結果によつて、「優生手術を行うことを適当と認

める」。又は「優生手術を行う必要を認めない」と記入すること。

別記様式第四号

(番号)

優生手術実施医師指定通知書

優生手術を受くべき
者の住所 氏名 生
年月日及び性別

右の右について優生手術を行うべき医師を、左の通り指定したので通知する。

年 月 日

殿

優生保護審査會 印

優生手術を行うべき
医師の住所及び氏名

別記様式第五号

(番号)

健康診断書

優生手術を受くべき者の住所氏名
年令及び性別

病名

発病後の経過

現在の症状

右の通り診断する

年 月 日

住所

醫師

氏

名

印

別記様式第六号

(番号)

同意書

優生手術を受くべき者の住所 氏名 生年月日及び性別

右の者について優生保護法第十二条の審査を申請することに同意します。

年 月 日

保護義務者住所

本人との関係 氏

名 (印)

記載上の注意

「本人との関係」には、後见人、配偶者、親権を行う者又は市町村長等と記入すること。

別記様式第七号

105 mm

優生保護法指定医師

社 団 法 人

都道府県医師会名

55 mm

(六面)

別記様式第八号

受胎調節実地指導員指定申請書

本籍

住所

氏

年月日

生名

一 助産婦・保健婦又は看護婦の別

一 認定講習の名称及び終了年月日

右により受胎調節実地指導員の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

年 月 日

氏

名

印

都道府県知事殿

110 mm

第 号

指 定 証

本 籍

(助産婦検健婦
又は看護婦の別)

氏 名
年 月 日 生

優生保護法第十五条第一項の規定によ

り指定を受けた者であることを証する。

年 月 日

都道府県知事
印

mm 06

裏

記 載 事 項

105 mm

55 mm

55 mm

受胎調節実地指導員

都道府県名

別記様式第十号 (二)

105 mm

受胎調節実地指導員

都道府県名

別記様式第十号 (一)

(K4)

(44)

別記様式第十一号

優生保護相談所事業報告 (昭和 年 月分)

昭和 年 月 日

所在地

厚生大臣殿

名稱

印

I 個別指導

	優生結婚に関する指導件数	受胎調節に関する指導件数	人工妊娠中絶に関する指導件数	その他の指導件数	計
男					
女					
計					

2 集団指導

種 別	開催回数	参 加 人 員			備 考
		男	女	計	
計					

下級紙 50斤 B4 364 X 256

記載上の注意

1. 「種別」欄には 講習会、講演会、展示会等指導の方法を記入すること。
2. 「備考」欄には、指導の内容及び使用した教材等を簡単に記入すること。

(44)

別記様式第十二号(-)

優生手術実施報告書

昭和 年 月 日

医師氏名

印

知事殿

病院又は
診療所名

病院又は診療
所の所在地

昭和 年 月分優生手術実施報告書を下記の通り提出する

記

優生手術実施報告書

枚

櫻生手術実施報告票 (昭和 年 月 分)

作成年月日 昭和 年 月 日

(1) 手術を受けた者の氏名		(2) 手術を受けた者の性別	男 女
(3) 手術を受けた者の居住地	都 道 府 県 郡 市 支 庁 区 町 村	(4) 手術を受けた者の年齢	満 年
(5) 該当条文	1 3条 1項 号 2 4条 3 12条	(6) 手術を受けた理由	
(7) 手術を施した月 日	月 日	(8) 手術の術式	
備 考			

下級紙50斤B6 128×182

記載上の注意

1. 「手術を受けた者の性別」欄は、該当する文字を○でかこむこと
2. 「手術を受けた者の居住地」欄には、都道府県名を記入し、該当する文字を○でかこむこと。
3. 「該当条文」欄には、該当するものの数字を○でかこみ、1に該当するものについては、優生保護法オ3条オ7項各号のいずれに該当するかを記入すること。
4. 「手術を受けた理由」欄には、手術を受ける理由となつた事案、たとえば本人が遺伝性精神病質、配偶者の親族が遺伝性精神病、配偶者が子癇のため生命に危険、本人が精神分裂病等を記入すること。
5. 「手術の術式」欄には、実施した術式を、優生保護法施行規則オノ条による術式名で記入すること。

別記様式第十三号(一)

人工妊娠中絶実施報告書

昭和 年 月 日

指定医師名 (印)

知事殿

病院又は診療所名

病院又は診療所の
所 在 地

昭和 年 月分人工妊娠中絶実施報告書を下記の通り提出する。

記

人工妊娠中絶実施報告書 枚

人工妊娠中絶実施報告票

(昭和 年 月分)

(1) 手術を受けた者の番号		(2) 手術を受けた者の年令	歳 年
(3) 手術を受けた者の居住地	都 郡 区 道 市 町 府 庁 村 県 坊 村	(4) 手術を受けた者の妊娠月数	第 月
(5) 手術を実施した月日	月 日	(6) 該当条文	14条1項 号
(7) 手術を受けた理由			
(8) 手術を受けた者の社会保険適用の有無	有 無	(9) 手術を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無	有 無
備 考			

記載上の注意

1. 「手術を受けた者の番号」欄については、各月ごとに手術を受けた者について実施の順に附した番号を記入すること。
2. 「手術を受けた者の居住地」欄には、都道府県名等を記入し、該当する文字を○でかこむこと。
3. 「該当条文」欄には、優生保護法第14条第1項各号のいずれに該当するかを記入すること。
4. 「手術を受けた理由」欄には、手術を受ける理由となつた事案、たとえば、本人が精神病、配偶者の血族が遺伝性精神衰弱、結核のため健康を害する、暴行により妊娠等を記入すること。
5. 「手術を受けた者の社会保険適用の有無」欄及び「手術を受けた者の生活保護法による医療扶助適用の有無」欄は、該当する文字を○でかこむこと。

作成年月日 _____

都道府県名 _____

		男	女	計
第3条該当	第1号該当			
	第2号該当			
	第3号該当			
	第4号該当			
	第5号該当			
	小計			
第4条該当				
第12条該当				
計				

下級紙、50斤 B5、192×256

記載上の注意

優生保護法第3条第2項に該当する者については、その配偶者がいずれの号に該当するかにより「男」欄の「第4号該当」欄又は「第5号該当」欄に記入すること。

月 第 5 月 第 6 月 第 7 月

数

第 5 号	該	当
不		詳
計		
第 1 号	該	当
第 2 号	該	当
第 3 号	該	当
第 4 号	該	当
第 5 号	該	当
不		詳
計		
第 1 号	該	当
第 2 号	該	当
第 3 号	該	当
第 4 号	該	当
第 5 号	該	当
不		詳
計		
第 1 号	該	当
第 2 号	該	当
第 3 号	該	当
第 4 号	該	当
第 5 号	該	当
不		詳
計		

不 詳

計

下級紙 50斤. B4. 364x256

(44)

女	第3条該当	第1号該当																			
		第2号該当																			
		第3号該当																			
		第4号該当																			
		第5号該当																			
	第4条該当	小計																			
		第12条該当																			
		計																			
	合計																				

下級紙 50斤 B4. 364x256

別表

科 目	時 間		備 考
	助産婦	保健婦及び看護婦	
総 論	五	五	<p>受胎調節の意義と目的、母体保護と受胎調節の連概念の整理、後生保護法解説及び人工妊娠中絶の現状と母体に及ぼす影響を含む。</p> <p>男女性器の構造、受精及び受胎の生理並びに妊婦の初期徴候を含む。</p> <p>受胎調節法選択の基準、個別実地指導法及び一般指導法を含む。</p> <p>1. 実習には要な模型は五人に一個モデルは一人に一人を基準とする。</p> <p>2. 実習の回数は助産婦の場合には人体六回(六時間)以上、模型六回(六時間)以上とし、保健婦及び看護婦の場合は、人体一回(一五時間)以上、模型一回(一五時間)以上とする。</p>
妊娠の成立	二	一四	
受胎調節の理論	五	五	
受胎調節の効果判定	一	一	
受胎調節の指導法	五	五	
実 習	一二	三〇	
討 論	三	三	
計	三三	六三	

禁 発 第 一 五 四 号

昭 和 二 十 九 年 五 月 十 日

写

厚 生 省 兼 務 局 長

各 都 道 府 県 知 事 殿

助産婦等受胎調節及地指導員が行う受胎調節指導に伴う避妊薬の取扱方について

優生保護法第十五条の規定により都道府県知事の認定する講習を終了した助産婦等は受胎調節の及地指導員となる資格があり現に講習を受けて及地に活躍している向も相当あると思料されるが、その活動に当つて、医薬品販売業の正規の登録を受けることなく避妊薬を販売することは法規上認められないところであり、又正規の医薬品販売業者であつても現金行商に亘る行為が許されないことも御承知の通りである。然しながら受胎調節指導業務後の効果を達すするために指導先の希望によつて避妊薬の購入依頼を受け、それに応じて当該品を斡旋することは違法とは認められないので、受胎調節普及の重要性に鑑み、及地指導員の避妊薬の取扱いに対する指導については遺憾の無いよう充分留意されたい。

